

漁業者・漁協・水産加工業者の皆さんも対象です！

家賃支援給付金のお知らせ

～漁港区域内の**用地**の占用料 も対象です～

「**家賃支援給付金**」は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、特に**地代・家賃**の負担軽減を目的に支給するものです。

漁港区域内の土地や建物の占用料も対象となります。

ポイント

① **税務申告をした漁業者や漁協、水産加工業者も対象になります。**

昨年の売上高や所得に関する要件はありません。

※ただし、昨年の売上高について税務申告をしていることが必要です。

✓ 2019年の、確定申告（所得税）又は住民税の申告のいずれかを行ってれば、申請が可能です。

② **新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、売上高が減少した方が対象になります。**

2020年5～12月の売上高について、

- 1か月で前年同月比 **50%以上減少**
- 連続する3ヶ月の合計で前年同期比**30%以上減少**

の**いずれか**に該当すれば**対象**になります。

③ **パソコン・スマホで申請可能**です。対面での申請窓口も設置します。

✓ 対面での申請支援窓口は今後、全国で設置予定です。

給付額（上限600万円。個人の場合は上限300万円）

漁業者や漁協、水産加工業者の事務所や直売所、漁具倉庫などの水産関連施設を含む、土地や建物の賃料（月額※）に基づき算出する給付額（月額）の6倍

	賃料（月額※）	給付額（月額）
法人	75万円以下	賃料（月額※）× 2 / 3
	75万円超	50万円 + [賃料（月額※）の75万円の超過分× 1 / 3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	賃料（月額※）× 2 / 3
	37.5万円超	25万円 + [賃料（月額※）の37.5万円の超過分× 1 / 3] ※ただし、50万円（月額）が上限

※賃料が年払いの場合は、12で割った額（平均月額） また、賃料の支払実績が必要です。

申請に必要な書類

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 賃貸借契約を証明する書類（漁港区域内の用地の場合は、**占用許可書**など）
- ② ①の契約内容を整理した要約書
- ③ 申請対象月の売上高の減少を確認するための資料（**確定申告書、売上台帳**など）
- ④ 賃料を支払ったことを証明する銀行通帳の写し、振込明細書など
- ⑤ 本人確認資料（運転免許証、個人番号カード等）
- ⑥ 土地・建物の貸主の連絡先 ※給付事務局より本給付金が給付された事が通知されます。

給付額の計算例

売上高3,000万円、
賃料年72万円(月額換算で6万円)の方

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	200万円	200万円	200万円	200万円	300万円	300万円	300万円	300万円
2020年	150万円 (▲25%)	130万円 (▲35%)	120万円 (▲40%)	95万円 (▲52%)	180万円 (▲40%)			

3ヶ月で▲30%

1ヶ月で▲50%

※どちらかの要件を満たせば対象になります。

給付額の計算

$$6 \text{万円} \times 2/3 \text{ (給付率)} \times 6 \text{ヶ月} = \underline{\underline{24 \text{万円}}}$$

申請期間・方法

✓ **令和2年7月14日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日24時まで

✓ 申請は、家賃支援給付金ホームページをアクセス！

家賃支援給付金

検索

まずはこちらに相談！

家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930

受付時間 8:30 ~ 19:00

(8月31日まで：全日対応、9月1日以降：平日・日曜日対応)

<このパンフレットに関するお問い合わせ先>

水産庁漁政部水産経営課 (TEL 03-3502-8416) ・ 漁港漁場整備部計画課 (TEL 03-3506-7897)